

業 務 委 任 契 約 書(案)

委託者 (以下「甲」という) と受任者税理士蟹川久雄 (以下「乙」という) 及び受任者有限会社西川経営オフィスサービス (以下「丙」という) は、下記のとおり業務委任契約を締結した。

第1条 委任業務の範囲

税務の、甲が乙に委任する範囲は次の項目とする。

- 1 甲の法人税、所得税、事業税、住民税及び消費税の税務書類の作成並びに税務代理業務
- 2 甲の税務調査の立会い
- 3 甲の税務相談

会計及び経営の相談、甲が丙に委任する範囲は次の項目とする。

- 4 甲の総勘定元帳及び試算表の作成及び決算
- 5 甲の会計処理に関する指導及び経営相談

前記に掲げる項目以外の業務については別途協議する。

第2条 契約期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間とする。

ただし、双方より意思表示のない限り、自動継続することを妨げない。

第3条 手数料、報酬の額

別途、手数料・報酬規定に定める額による。

- | | |
|--------------------|---------|
| 1 顧問報酬として月額 | 円 |
| 2 会計業務年額手数料として | 円 |
| 3 決算書類作成手数料として | 円 |
| 4 税務書類作成報酬として | 円 |
| 5 税務調査立会報酬として半日当たり | 20,000円 |

上記の報酬額には別途消費税が付加される。

- 6 上記以外は別紙手数料報酬規定による。
- 7 前項以外の業務委託手数料と報酬は、別途協議し決定する。
- 8 手数料、報酬の額は第2条に係わらず改訂ができる。

第4条 支払時期及び支払い方法

- 1 会計業務手数料の支払期間は、毎月20日締めの翌月20日までに乙の口座に振り込むものとする。

- 2 決算と税務書類作成及び申告に係る、報酬等は乙の業務終了後2月以内に丙の口座に振り込むものとする。

第5条 特定個人情報の取り扱い

乙は甲との別紙「特定個人情報の外部委託に関する合意書」に則り、甲から乙に開示又は提供された個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を適切に取り扱うものとする。

第6条 資料の提供及び責任

- 1 甲は、委任業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料（以下「資料」という）をその責任と費用負担において乙丙に提供しなければならない。
- 2 資料等は、乙丙の請求があった場合には、甲は速やかに提出しなければならない。資料の提出が乙丙の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は甲において負担する。
- 3 甲の資料提供の不足、誤りに基づく不利益は甲において負担する。
- 4 乙丙は、業務上知り得た甲の秘密を正当な理由なく他に漏らし、また窃用してはならない。
- 5、乙丙は、甲から提供を受けた特定個人情報等を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第7条 情報の開示と説明及び免責

- 1 乙丙は甲の委任事務の遂行に当たり、とるべき処理の方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要があるとき、並びに相対的な判断を行う必要があるときは、甲に説明し、承諾を得なければならない。
- 2 甲が前項の乙丙の説明を受け承諾をしたときは、当該項目につき後に生ずる不利益について乙丙はその責任を負わない。

第8条 設備投資や不動産売買などの通知

消費税の納付及び還付を受ける等については、課税方法の選択により不利益を受けることがあるので、甲は建物新築、設備の購入など多額の設備投資を行うときは、事前に乙に通知する。甲が通知をしないことによる不利益について乙は責任を負わない。

第9条 その他

本契約に定めのない事項並びに本契約の内容につき変更が生ずるなった場合は、甲乙及び丙は協議のうえ、誠意を持ってこれを解決するものとする。

第10条 反社会的勢力の排除

- 1 甲及び乙及び丙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - 二 自らの役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずるもの)が反社会的勢力ではないこと。
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - 四 本契約の有効期限内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙丙の一方について、本契約の有効期限内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 前項1号又は2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - 二 前項3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - 三 前項4号の確約に反する行為をした場合

第11条 その他

本契約に定めのない事項並びに本契約の内容につき変更が生じること個なった場合は、甲及び乙丙協議のうえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

特記事項

本契約を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙丙は各々記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成 年 月 日

委任者（甲）住所

氏名 印

受任者（乙）住所

石川県野々市市新庄1丁目288番地

税理士 蟹川 久雄 印

受任者（丙）住所

石川県野々市市新庄1丁目288番地

有限会社 西川経営オフィスサービス

代表取締役 蟹川 久雄 印